

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

## 令和4年度会計年度任用職員（障がい者）の募集について

このことについて、下記のとおり職員を募集いたしますので、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

また、応募される方は、関係書類を期日までに提出されますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 職種・募集人数

一般事務補助 2名（フルタイム又はパートタイム）

#### 2. 勤務場所

小清水町役場

#### 3. 勤務条件

##### ◇任用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※以降継続雇用の場合あり

##### ◇勤務時間

午前8時45分～午後5時30分

※パートタイム会計年度任用職員は、上記時間帯で週20時間以上

※パートタイム会計年度任用職員を希望される方は、勤務日数、勤務時間等希望により対応いたします。

##### ◇休日

土、日、祝日及び年末年始

##### ◇給与等

	フルタイム会計年度任用職員 (1日7時間45分×週5日)	パートタイム会計年度任用職員 (週20時間以上)
報酬	月額146,100円～	日給7,000円、時給904円
諸手当	期末手当(6月、12月)、通勤手当、住居手当	費用弁償(通勤手当相当額)
福利	社会保険、厚生年金保険、雇用保険	社会保険、厚生年金保険、雇用保険
休暇	年次休暇、病気休暇、特別休暇(夏季休暇、忌引休暇等)	勤務日数に応じた年次休暇、特別休暇(忌引休暇)

#### 4. 応募資格等

- ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳(1～6級)の交付を受けている方
- ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がいがあると判定された方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※任用日に上記に該当しないことが判明した場合(手帳が更新されなかった場合を含みます)は任用されません。

※精神障害者保険福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますのでご注意ください。

※次のいずれかに該当する場合は、応募資格がありません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・小清水町の職員として懲戒処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 5. 選考方法

書類選考、個人面接

※個人面接は令和4年3月下旬を予定しています。日程等の詳細は、書類選考合格者に後日お知らせいたします。

#### 6. 応募方法

次の書類を総務課職員厚生係まで提出してください。

- ・任用申込書
- ・障害者手帳の写し

※能力適性、配慮等の参考とするため、障害者手帳の写しを添付してください。

#### 7. 応募締切

令和4年3月10日(木) 午後5時必着

#### 8. その他

- (1) 提出いただいた書類はお返ししませんので、ご了承ください。
- (2) 勤務条件等は、町条例・規則の規程によります。

〈お問い合わせ〉

小清水町役場 総務課職員厚生係  
電話 62-4470 (課直通)